第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中民事訴訟費用等に関する規則第二条の三から第二条の五までの改正規定は、公布の日から施行する。

（口頭による申立て等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の民事訴訟規則（以下「改正後民事訴訟規則」という。）第一条第二項及び第三項の規定は、第二条改正後事件（改正法附則第二条に規定する第二条改正後事件をいう。以下同じ。）における口頭による申立て等及び送達すべき書類の提出に代えて作成された電子調書の送達について適用し、第二条改正前事件（改正法附則第五条に規定する第二条改正前事件をいう。以下同じ。）における口頭による申立て等及び送達すべき書類の提出に代えて作成された調書の送達については、なお従前の例による。

（催告に関する経過措置）

第三条　改正後民事訴訟規則第四条第三項の規定は、第二条改正後事件における催告すべき事項の公告について適用し、第二条改正前事件における催告すべき事項の公告については、なお従前の例による。

（当事者能力の判断資料の提出及び法定代理権等の証明に関する経過措置）

第四条　改正後民事訴訟規則第十四条第二項から第四項まで、第十五条第一項から第三項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第十五条第四項、第十八条第一項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項及び第三項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、第二条改正後事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人の権限の証明並びに訴訟代理権の証明について適用し、第二条改正前事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人の権限の証明並びに訴訟代理権の証明については、なお従前の例による。

（費用額の確定手続に関する経過措置）

第五条　改正後民事訴訟規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条並びに第二十七条の規定は、第二条改正後事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の疎明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分の方式について適用し、第二条改正前事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の疎明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分の方式については、なお従前の例による。

2　改正後民事訴訟規則第二十四条第三項から第五項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における費用額の疎明に必要な資料の提出について、適用する。

（閲覧等の制限に関する経過措置）

第六条　改正後民事訴訟規則第三十四条第八項及び第十項の規定は、第二条改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘密記載部分を除いたものの提出について、適用する。

2　第二条改正前事件における文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合の当該文書等の閲覧、謄写又は複製については、なお従前の例による。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論期日等の調書の記載等に関する経過措置）

第七条　第二条改正前事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の尋問、鑑定人の意見の陳述及び専門委員の説明又は発問（以下この項において「証人尋問等」という。）の手続において作成される調書については、当該証人尋問等が施行日以後に行われたときは、改正後民事訴訟規則第三十四条の七第二項並びに第百二十三条第四項（改正後民事訴訟規則第百二十七条（民事訴訟規則第百二十八条において準用する場合を含む。）及び第百七十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の五第三項及び第二百二十六条第五項において準用する改正後民事訴訟規則第三十条の二第二項中「に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「の調書に記載しなければ」として、これらの規定を適用し、当該証人尋問等が施行日前に行われたときは、なお従前の例による。